

仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を 求める意見書

働く者の雇用と労働を取巻く環境は、不安定雇用労働者が増加している一方で、多くの正社員は長時間労働を余儀なくされており、この働き方の二極化は、教育や人材育成を含めた将来にわたる格差の固定化や少子化問題などの社会問題となっている。

国は就業意識の多様化、長時間労働者の高止まり等の課題に対応し、多様な働き方を実現できる労働環境の整備のため、労働契約法制、労働時間法制のあり方について見直しを検討しているが、働く者の安心と仕事と生活のバランスを実現する観点から、以下の内容について法制度に反映することが必要である。

よって、本市議会は、労働法制の見直しが仕事と生活の調和の実現につながるよう次の事項について強く要望する。

記

- (1) 就業形態の多様化に対応し、適切な労働条件を確保するため、均等待遇原則を労働契約法制に盛り込むこと。
- (2) 労働契約法制が対象とする労働者の範囲は、経済的従属関係にある者とする。
- (3) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準については、労働契約を利用できる理由の制限、有期契約の更新回数や期間の制限、均等待遇を明示すること。
- (4) 時間外労働の割増賃金の割増率は、諸外国の割増率や均衡割増賃金率との関係も踏まえ、50%に引き上げること。
- (5) 自由度の高い働き方にふさわしい制度の創設は、現行でも変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制があり、必要性がないことから制度創設はしないこと。
- (6) 時間外労働を助長することに繋がる企画業務型裁量労働制の業務制限緩和は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 様